

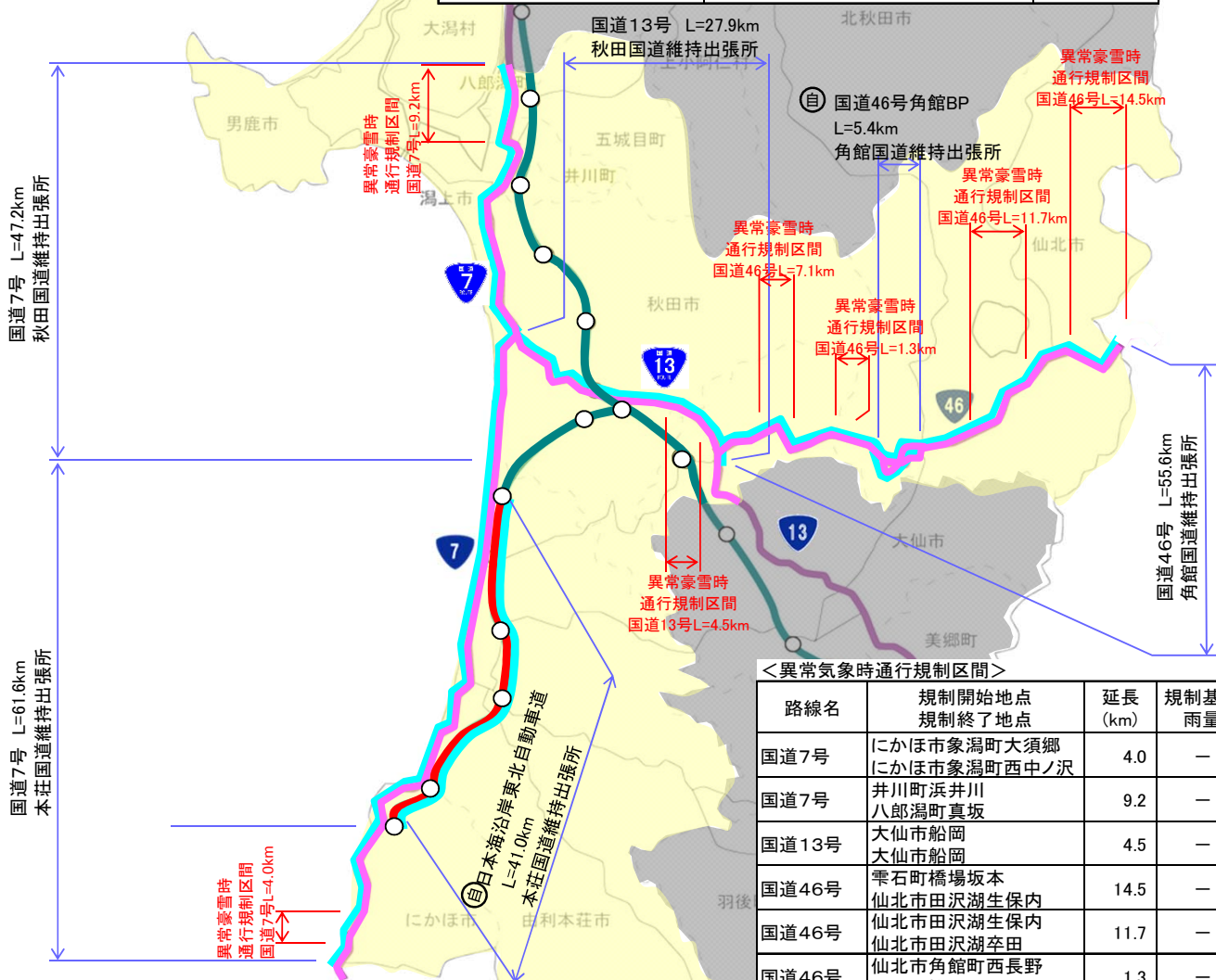
平成26年度 秋田河川国道事務所管内 維持管理計画(案)

秋田河川国道事務所が管理する一般国道及び自動車専用道路(日本海沿岸東北自動車道)の維持管理の対象範囲及び頻度等については下記のとおりです。

凡 例	
秋田河川国道事務所	

秋田河川国道事務所管内 管理区間・延長		
道路名(一般道路)	管理区間	管理延長 単位:km
国道7号	山形県境 ～秋田県南秋田郡八郎瀧町	108.8
国道13号	秋田県大仙市協和上淀川 ～秋田県秋田市川尻町	27.9
国道46号	岩手県雫石町橋場 ～秋田県大仙市協和境	55.6
計		192.3

道路名(自動車専用道路)	管理区間	管理延長
国道46号角館BP	秋田県仙北市田沢湖小松 ～同市角館町西長野	5.4
日本海沿岸 東北自動車道	金浦IC ～ 岩城IC	41.0
計		46.4



<異常気象時通行規制区間>

路線名	規制開始地点 規制終了地点	延長 (km)	規制基準 雨量	危険内容
国道7号	にかほ市象瀧町大須郷 にかほ市象瀧町西中ノ沢	4.0	—	異常豪雪時
国道7号	井川町浜井川 八郎瀧町真坂	9.2	—	異常豪雪時
国道13号	大仙市船岡 大仙市船岡	4.5	—	異常豪雪時
国道46号	雫石町橋場坂本 仙北市田沢湖生保内	14.5	—	異常豪雪時
国道46号	仙北市田沢湖生保内 仙北市田沢湖卒田	11.7	—	異常豪雪時
国道46号	仙北市角館町西長野 大仙市協和稲沢	1.3	—	異常豪雪時
国道46号	大仙市協和稲沢 大仙市協和荒川	7.1	—	異常豪雪時

凡 例(維持管理)			
道路巡回	1回/2日		交通量5,000台/日以上 ～50,000台/日未満
	2回/日		
路面清掃	1回/年		
除草	通行車両からの視認性を確保するため、以下の繁茂状況を目安に除草すべき箇所を抽出した上で実施します。 ・建築限界内の通行や安全確保が出来ない場合 ・運転手から歩行者や交通安全施設等の視認性が確保出来ない場合		
剪定	高木・中低木 1回/3年 寄植 1回/年	管内における剪定は、左記の頻度を目安に、通行の阻害箇所や運転手からの視認性が確保できないなど安全確保のための対応が必要であると判断される箇所を抽出した上で実施します。	

※道路構造の保全、安全かつ円滑な交通の確保のため対応が必要である等、特別な事情がある場合には、上記に係わらず適切な頻度を設定し実施します。

凡 例	
高速自動車国道有料道路	
自動車専用道路	(自)